

実務研究

日本税務会計学会

平成20年9月 月次研究会



奥田よし子 [杉並]

1 はじめに

「特定非営利活動促進法」が、平成10年12月1日

に施行され、もうすぐ丸10

年になります。当時聞き慣

れなかつた「NPO」とい

う言葉も、最近ではいろ

んな場面で聞くことが多

なってきました。

NPOとは、Non-Pro

fit Organizationの略で

あり、営利を目的としない

団体の総称を意味してい

ます。

これらのうち特定非営利

活動促進法（以下「NPO

法」といいます）により、

法人格を与えられたNPO

を特定非営利活動法人（以

下「NPO法人」といま

す）と呼んでいます。

NPO法人は、この10年

の間にその数を増し、平成

2 NPO法人の会計

ている17分野（NPO法

第2①、別表）において幅

国各地で、保健・医療・福

祉、社会教育、まちづく

り、学術・文化・芸術・ス

ポーツ、環境保全、人権擁

護などNPO法に規定され

・補助金・手数料や売上な

ど様々な形で活動資金を調

達しています。

これに対しNPO法人に

会費や寄付などの資金を提

供する人たちは、営利法人

が作成する収支計算書は、

そこに示す資金の範囲の違

いにより、その意味する内

容がバラバラであり、NP

し、その資金を提供してい

るのです。そのためNPO

法人が、これらの人たちが

ら社会的支持を得るには、

情報の開示や説明は必要不

可欠なものであり、とりわ

る会計の報告は、情報公開

の中心的存在となつてき

ます。

② NPO法人の会計基準

NPO法人については、

市民の自発的な活動を阻害

しないように、簡単に法人

の設立ができる認証主義を

とっています。そのためN

PO法人は、その活動の幅を

広げ、われわれの生活に密

着した活躍をするようにな

つてきました。それに伴

い、NPO法人を取り巻く

環境も多様なものとなつて

きており、NPO法やNP

O法人に関し、様々な課題

や問題点が見えてきまし

た。

しかしこれらをどのよう

な様式で作成するかは法定

されておらず、またNPO

法人には会計基準もありま

せん。よつて各NPO法人

が作成する収支計算書は、

そこに示す資金の範囲の違

いにより、その意味する内

容がバラバラであり、NP

O法人間の比較もしにくい

というのが現状です。会計

の中心的存在となつてき

ます。

② NPO法人の会計基準

NPO法人については、

市民の自発的な活動を阻害

しないように、簡単に法人

の設立ができる認証主義を

とっています。そのためN

PO法人は、その活動の担

保として、毎事業年度開始

後3か月以内に、前事業年

度にかかる一定の書類を作

成し、これらを選々事業年

度の末日までの間、主たる

利害関係人からの閲覧請求

に応じなければなりません

（NPO法第28①、②）。ま

た同時にこれらの書類を所

轄庁に提出しなければなら

ず、これらの書類は、所轄

庁をおして情報公開され

ることになります（NPO

法第29①、②）。一定の書

類のうち会計に関し法定さ

れているものは、財産目

録、貸借対照表、収支計算

書の3つです。

NPO法人の活動が益々

私たちの生活に密着し、身

近なものになってくれば、

それを支援する人たちも多

くなつてくることでしょ

う。支援する人たちの意思

決定のためには、会計基準

に基づつて会計報告が必要で

す。

＊所轄庁

1の都道府県に事務所

を有する場合には都道府

県知事（各都道府県担当

課）2以上の都道府県

に事務所を有する場合に

府）を指します。

③ NPO法人と公益法人

いわゆる公益法人制度改

革関連三法が、平成20年12

月1日から施行されます。

しかしNPO法人は、公益

法人改革の枠の外に置かれ

ているため、新しい公益法

人制度も、平成18年4月1

日から施行されている新公

益法人会計基準及び平成20

年12月1日から施行される

新・新公益法人会計基準も

適用されず、現状の制度・

会計が維持されます。

3 NPO法人と寄付金税制

近年、NPO法人は、単

なるホムコングリア活動だけ

でなく、行政とも営利法人

とも違う第三のセクターと

しての活躍が期待されてい

ます。NPO法人のなかに

は、既に介護保険法や障害

者自立支援法の受け皿とし

てその活動の幅を広げて

す。

NPO法人が社会の担い

手として成長するため

も、寄付金に対する税制の

整備措置の整備は重要な課

題となっております。地方自

治体のなかには、このよう

なNPO法人の役割をいち

早く認識し、地方税におけ

る寄附金の優遇税制とNP

O法人への支援を組み合わ

せた制度をつくり、独自の

取の組みをしているところ

も見受けられるようになって

きました。

(1) 杉並方式

杉並区は、平成14年4月

に「NPO・ボランティア

活動及び協働の推進に関す

る条例」を施行し、区に対

する寄付が住民税の所得控

除の対象となることに着目

し、区にNPO支援基金を

設けて、そこへの寄付を募

りました。基金に集まった

寄付は、一定の審査要件を

満たしたNPO法人に、そ

の活動資金として提供され

ます。この寄付の仕組みで

は、希望の団体を指定して

の寄付も可能となってい

ます（ただし指定はあくまで

おのにはならないことも条

件となっております）。

このいわゆる杉並方式

は、その後同様な制度とし

て多くの地方自治体で採用

されるようになってまい

りました。

② ハンガリーの1%支援

税制

ハンガリーの1%支援税

制は、納税者が所得税の

1%から2%に相当する額

を特定の公益機関に寄付す

ることができるといふ制度

で、社会主義が崩壊した後

の1996年から実施さ

れ、その後スロバキア、リ

トアニア、ポランド、ル

ーマニアなどの旧東諸国

にも広がっています。

平成14年10月にこの制度

がNHKの番組で紹介さ

れ、日本全国のNPOの間

で非常に反響を呼びまし

た。私がNPO及びNPO

法人の税制に関心をもちよ

うになったのも、この番組

がきっかけとなっています。

(3) 市川市の1%支援制度

市川市の職員の方のなか

にも、私同様ハンガリーの

1%支援税制に関心を示し

た方がいたよつて、それが

ヒントとなり、平成16年12

月の定例市議会で条例が可

決され、平成17年度から市

川市の1%支援制度がスタ

ートしました。

市川市の1%支援制度

は、個人市民税の1%相当

額を納税者自身が選んだN

PO等の市民活動に支援で

きるというものです。杉並

方式のように寄付による支

持は、NPO法人自体もまた

それに関与する人たちが手

探の状態でのスタートでも

した。10年が経ち、今NP

O法人は、当時では想像で

きなかつた様々な活動を展

開しています。

NPO法人には、行政や

で、今後も公共性・社会性

援ではなく、自分が納税す

る税金の用途を特定して支

援するもので、市民活動の

活性化と同時に、納税者の

納税意識を高めることも目

的となっています。

(4) ふるさと納税制度

平成14年10月にこの制度

がNHKの番組で紹介さ

れ、日本全国のNPOの間

で非常に反響を呼びまし

た。私がNPO及びNPO

法人の税制に関心をもちよ

うになったのも、この番組

がきっかけとなっています。

(1) 杉並方式

杉並区は、平成14年4月

に「NPO・ボランティア

活動及び協働の推進に関す

る条例」を施行し、区に対

する寄付が住民税の所得控

除の対象となることに着目

し、区にNPO支援基金を

設けて、そこへの寄付を募

りました。基金に集まった

寄付は、一定の審査要件を

満たしたNPO法人に、そ

の活動資金として提供され

ます。この寄付の仕組みで

は、希望の団体を指定して

の寄付も可能となってい

ます（ただし指定はあくまで

おのにはならないことも条

件となっております）。

このいわゆる杉並方式

は、その後同様な制度とし

て多くの地方自治体で採用

されるようになってまい

りました。

② ハンガリーの1%支援

税制

ハンガリーの1%支援税

制は、納税者が所得税の

1%から2%に相当する額

を特定の公益機関に寄付す

ることを目指しています。

ハンガリーの1%支援税

制は、納税者が所得税の

1%から2%に相当する額

を特定の公益機関に寄付す

ることを目指しています。

4 おわりに

NPO法ができた当時

の高い活動をしてもらいた

いものです。そうすれば自

ずと事業に賛同する人たちが

も増えてくることでしょ

う。

（参照）杉並区ホームページ

市川市ホームページ

杉並区ホームページ

市川市ホームページ

杉並区ホームページ

市川市ホームページ

杉並区ホームページ

市川市ホームページ

杉並区ホームページ

市川市